

外国人技能養成講習 Q&A

Q 1. 是非早期開講をお願いしたい。

A 1. 令和 7 年度前期(5 月)より実施いたします。

募集案内につきましては、当会会報誌 3 月号及びホームページに掲載し、受講申込期間は令和 7 年 3 月 24 日(月)～4 月 4 日(金)となります。

講習の会場は小牧教育センター及び三河教育センターで、受講希望者が 1 名でも開講いたします。

Q 2. 外国人技能養成講習は、今後も開講する予定はありますか。

A 2. 自動車整備士講習と同様に毎年前期・後期の 2 回、開講を予定しております。

Q 3. 外国人技能養成講習の申込みについて、会社ではなく個人として申込は可能ですか。

A 3. 会社から実務経験の証明等をしていただきたいため、会社を通じてお申込みください。

Q 4. 講習日数及び受講時間を教えていただきたい。

A 4. 国土交通省作成の自動車整備分野特定技能 2 号評価試験実施要領(以下、実施要領とします。)8②にて、2 級自動車整備士養成課程相当の教育時間及び教育内容等と定められていますので、2 級自動車整備士養成課程と同様の講習日数(25 日間)及び受講時間(9:30～16:30)となります。

Q 5. 2 級自動車整備士の受講生と外国人技能養成講習の受講生を一緒に通学させることは可能ですか。

A 5. 2 級自動車整備士講習と外国人技能養成講習の日程及び講習時間が同じとなるため可能です。

Q 6. 受講料金を教えていただきたい。

A 6. 2 級自動車整備士講習と同時に実施するため、同等の受講料金となります。

なお、外国人技能養成講習は人材開発支援助成金の対象となっており、事業者様から愛知労働局へ申請することにより、助成を受けることができます。

Q 7. 外国人技能養成講習の受講資格について教えていただきたい。

A 7. 外国人技能養成講習に受講資格は設けられておりませんが、講習修了後すぐに特定技能 2 号評価試験を受験していただくため、受験資格と同じである満 17 歳以上で講習修了日の前日までに認証工場での実務経験 3 年以上の方を対象といたします。

Q 8. 県外事業場の外国人人材は、外国人技能養成講習の受講は可能ですか。

A 8. 受講可能です。各県の整備振興会にご相談の上お申し込みください。

Q 9. 特定技能評価試験と自動車整備士試験の違いは何ですか。

A 9. 特定技能評価試験は在留資格取得のための試験であり、自動車整備士試験とはまったく別の試験となります。

Q10. 2級自動車整備士講習の受講資格が無い外国人人材が「外国人技能養成講習」を修了した場合、2級自動車整備士試験は実技免除となりますか。

A10. 実技免除にはなりません。

2級自動車整備士講習を修了することで、実技免除となります。

Q11. 外国人技能養成講習受講中に、特定技能2号評価試験の受験は可能ですか。

A11. 特定技能2号評価試験の受験資格があれば、外国人技能養成講習受講途中でも受験が可能です。

ただし、外国人技能養成講習が修了する前に特定技能2号評価試験を受験する場合は、学科試験と実技試験の両方の受験が必要です。

Q12. 外国人技能実習生から特定技能1号への移行をせずに、特定技能2号評価試験の受験は可能ですか。

A12. 特定技能2号評価試験の受験資格を満たしていれば受験可能です。

Q13. 外国人技能実習生(専門級)修了後は、一度母国への帰国が必要となりますが、一時帰国無しで特定技能2号の取得は可能ですか。

A13. 可能です。

Q14. 特定技能2号取得後、在留している外国人人材の一旦帰国は認められていますか。

A14. 認められております。

Q15. 2級自動車整備士資格取得後、就労での在留資格から特定技能2号に移行するメリットはありますか。

A15. 2級自動車整備士資格取得後、就労の在留資格にて在留期限上限なしで就労するには、ステップアップとして「整備士主任者の選任」等が求められますが、特定技能2号では、そのような条件無しで在留期限上限なしの就労が可能です。

Q16. 特定技能2号評価試験の受験料はいくらですか？

A16. 受験料は学科試験と実技試験合わせて4,800円(税込)です。

外国人技能養成講習を修了した方が実技試験免除で学科試験のみ受験する場合にも4,800円(税込)です。

なお、特定技能2号評価試験合格後の在留資格変更許可申請(申請手数料4,000円(収入印紙))の際には、合格証明書(交付手数料16,000円(税込))が必要となります。

Q17. 特定技能 2 号評価試験はどこで行われていますか。

A17. 現在、愛知県内では、名古屋栄、名古屋駅前、岡崎、豊橋の 4 会場で行われています。

Q18. 特定技能 2 号評価試験は、学科試験及び実技試験の両方が C B T 方式での試験ですか。

A18. 学科試験及び実技試験の両方が C B T 方式での試験となります。

Q19. 外国人技能養成講習修了後、特定技能 2 号評価試験の学科試験に合格した場合、特定技能 2 号に移行するためには、どのような手続きをすればよいですか。

A19. 日整連の H P より試験合格証明書の交付申請を行うと、日整連より試験合格証明書が郵送で届きますので、特定技能 2 号への在留資格変更許可申請を行ってください。

Q20. 特定技能 2 号評価試験の試験合格証明書の有効期限は、受験日から 1 0 年後までと定められているが、1 0 年を経過した場合にはどうなりますか。

A20. 一度、特定技能 2 号に移行後は、必要となる申請はありません。

ただし、特定技能 2 号への在留資格変更許可申請については、1 0 年以内に実施していただき、1 0 年を経過した場合には、再度、特定技能 2 号評価試験の受験が必要となります。

Q21. 特定技能 2 号で帯同が認められているのは「配偶者・子」となっていますが、祖父母に送金を行っている場合は、祖父母の帯同は認められますか。

A21. 帯同が認められているのは扶養している「配偶者・子」のみとなっており、祖父母の帯同は認められておりません。

Q22. 特定技能 2 号で帯同する配偶者は、日本での就労が認められていますか。

A22. 家族滞在の在留資格は、資格外活動許可を取得することにより、1 週間について 2 8 時間以内の稼働が認められます。

Q23. 特定技能 2 号の外国人人材は、工員として組織図に加えることは可能ですか。また整備主任者に選任することは可能ですか。

A23. 組織図に工員として加えられますが、整備主任者の選任には、2 級自動車整備士資格が必要となるため、整備主任者への選任はできません。

Q24. 日本語の習得を踏まえた講習を行っていただきたい。

A24. 日本語の教育は実施できませんが、翻訳機を活用してマンツーマンにて講習を実施いたします。

Q25. 講習時の言語は何か国語に対応しますか。

A25. Google 翻訳を活用してマンツーマンにて講習を実施いたします。

Q26. オンライン講習を検討していただきたい。

A26. 現在、2級自動車整備士養成課程ではオンライン講習が認められておりません。

Q27. 講習日数を減らす又は合宿も検討していただきたい。

A27. 2級自動車整備士養成課程と同様の講習日程で実施いたします。

Q28. 運転免許証が無く小牧まで公共交通機関で通学させるのは難しい為、開催地を検討していただきたい。

A28. 二種養成施設として届出のある場所で講習を実施する必要があるため、小牧教育センター及び三河教育センターにて実施いたします。

Q29. 板金部門の実習生もフォローしていただきたい。

A29. 満17歳の方であれば、自動車整備の実務経験がない方でも自動車整備分野特定技能1号評価試験の受験が可能となるため、特定技能1号評価試験を受験し、合格後、自動車整備分野特定技能2号評価試験の受験資格(試験実施日において満17歳以上で、試験日の前日までに認証工場での実務経験3年以上)を満たしていただくことで、特定技能2号評価試験が受験できます。

Q30. 他県の振興会においても同様の動きがあれば教えていただきたい。

A30. 現在のところ、愛知県のみで開催となっております。